令和８年度　臨時碧南市青少年問題協議会

日　時　１０月２３日（金）午後２時から

会　場　碧南市文化会館４Ｆ　視聴覚室

１　市民憲章唱和

２　議　事

(1) 条例の改正についての報告

(2) 碧南市内のいじめの現状についての報告

３　連絡事項

(1) その他

令和8年度　青少年問題協議会　委員名簿

No.	氏　名	所 属 団 体
1	小澤　徹	碧南市教育委員会 教育長
2	中根　潮美	碧南市民生委員児童委員協議会
3	梶川　博司	碧南保護区保護司会碧南支部
4	伊藤　正幸	碧南高浜防犯協会連合会
5	酒井　康裕	碧南市スポーツ協会
6	杉浦　弘佳	碧南警察署生活安全課
7	松岡　弘司	青少年育成推進員連絡会
8	小田　智昭	碧南高等学校
9	小島　広明	小中学校長会
10	亀山　洋光	子ども会育成連絡協議会
11	鈴木　哲夫	人権擁護委員
12	生田　定義	小中学校幼稚園PTA連絡協議会
13	近藤　雅明	刈谷児童相談センター
14	神谷佐奈己	臨床心理相談員

事務局	岡本　和雄	教育部長
	鎌谷　祥行	学校教育課長
	伊藤秀一郎	学校教育課生徒指導担当主事
	金原　厚夫	生涯学習課長
	竹内みほ子	生涯学習課　生涯学習係長
	濱村　伸吾	生涯学習課　生涯学習係担当係長
	小嶋　悠資	生涯学習課　生涯学習係主事

資料１

○碧南市いじめの防止等のための組織に関する条例

平成28年３月17日条例第12号

碧南市いじめの防止等のための組織に関する条例

改正

令和８年９月24日碧南市条例第24号

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　いじめ問題対策連絡協議会（第２条・第３条）
第３章　いじめ問題専門委員会（第４条～第１２条）
第４章　いじめ問題再調査委員会（第１３条～第１６条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための組織に関し必要な事項を定めるものとする。

第２章　いじめ問題対策連絡協議会

（機能の付加）

第２条　法第14条第１項の規定に基づくいじめ問題対策連絡協議会の機能を、碧南市青少年問題協議会条例（平成元年碧南市条例第47号）第２条に規定する碧南市青少年問題協議会（次条において「協議会」という。）に付加するものとする。

（所掌事務）

第３条　協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図り、並びに必要な事項を協議する。

第３章　いじめ問題専門委員会

（設置）

第４条　法第14条第３項の規定に基づき、教育委員会に碧南市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第５条　専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議するほか、法第28条第１項に規定する調査を行い、調査の結果を答申し、又は意見を具申する。

（組織）

第６条　専門委員会は、委員５人以内で組織する。

２　委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関して専門的な知識又は経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

３　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることができる。

（臨時委員）

第７条　教育委員会は、専門委員会に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を１０人以内の範囲において置くことができる。

２　臨時委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関して専門的な知識又は経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

３　臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議を終了した日をもって満了とする。

（委員長）

第８条　専門委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。
３　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
（会議）
第９条　専門委員会の会議は、委員長が招集する。
２　専門委員会の会議においては、委員長が議長となる。
３　専門委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
４　専門委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（部会）
第１０条　委員長は、法第２８条第１項に規定する調査及び当該調査に係る審議を効率的に行うため、専門委員会に部会を置くことができる。
２　部会は、委員長が指名する委員（第７条の規定により臨時委員が置かれた場合にあっては、当該臨時委員を含む。以下この条において同じ。）１０人以内で組織する。
３　部会に部会長を置き、委員長が指名する。
４　部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
５　部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長が指名する部会の委員がその職務を代理する。
６　部会の会議は、部会長が招集する。
７　部会の会議においては、部会長が議長となる。
８　部会は、部会の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
９　部会長は、部会の議事を専門委員会に報告する。
（報酬及び費用弁償）
第１１条　委員の報酬その他職務を行うために要する費用の弁償については、別に条例で定める。
２　臨時委員の報酬その他職務を行うために要する費用の弁償については、委員の例による。
（委任）
第１２条　この章に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

第４章　いじめ問題再調査委員会

（設置）
第１３条　法第30条第２項の規定に基づき、碧南市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。
（所掌事務）
第１４条　再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第１項の規定による調査の結果について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。
（組織）
第１５条　再調査委員会は、委員５人以内で組織する。
２　委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関して専門的な知識又は経験を有する者のうちから、市長が任命する。
３　委員の任期は、法第30条第２項の規定による調査を終了した日をもって満了とする。
（準用）
第１６条　第８条、第９条、第１１条第１項及び第１２条の規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第８条、第９条及び第１２条の規定中「専門委員会」とあるのは「再調査委員会」と読み替えるものとする。

附　則

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（令和８年９月24日碧南市条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。